

財団法人岐阜県産業経済振興センター  
中小企業経営改革支援事業費助成金交付要綱 実施細則

1 総則

この細則は、財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業経営改革支援事業費助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）の実施について定めるものとする。

2 助成金の交付申請

要綱第5条に規定する助成金の交付申請の様式は、別記第1号様式及び第2号様式とする。

3 助成金の交付決定

要綱第9条に規定する助成金の交付決定通知書の様式は、別記第3号様式とする。

4 事業計画の変更等の承認申請

要綱第11条第1項の規定により理事長の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第4号様式及び第5号様式とする。

5 状況報告

要綱第14条に規定する助成事業の遂行の状況報告書の様式は、別記第6号様式とする。

6 実績報告

① 要綱第17条及び第20条第3項に規定する実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第7号様式、第8号様式、第9号様式及び第10号様式とする。

② 要綱第17条に規定する実績報告書の提出期限は、助成事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同様。）の日から起算して30日を経過した日又は交付決定した年度の3月31日（土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日）のいずれか早い日とする。

7 助成金の額の確定

要綱第18条に規定する助成金額確定通知の様式は、別記第11号様式とする。

8 助成金交付請求書

要綱第20条第2項に規定する請求書の様式は、別記第12号様式とする。

9 書類、帳簿等の保存期間

要綱第26条に規定する書類、帳簿等の保存期限は、助成事業が完了した年度の翌年度以降5年間とする。

附 則

この細則は、平成21年7月14日から施行する。

(細則附表)

番 号	様式名	条 文
1 号	助成金交付申請書	5
2 号	事業実施計画書	5
3 号	交付決定通知書	9
4 号	変更・中止・廃止承認申請書	1 1
5 号	変更事業計画書	1 1
6 号	遂行状況報告書	1 4
7 号	実績報告書	1 7, 2 0
8 号	事業実績報告書	1 7, 2 0
9 号	収支精算書	1 7, 2 0
1 0 号	支出明細報告書	1 7, 2 0
1 1 号	助成金額確定通知書	1 8
1 2 号	助成金交付請求書	1 7, 2 0